

市発注工事の前払の特例措置の恒久化について

1 趣旨

公共工事の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、市発注工事について前払金の特例措置を適用してきたところですが、令和 7 年度より当該措置を恒久化し、次のとおり運用します。

2 対象となる前払金

令和 2 年 1 0 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金

3 前払金の使途範囲の内容

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用。

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の 1 0 0 分の 2 5 までとする。

4 契約に関する取扱い

契約約款に「特約条項」（次項）を追加して契約を締結します。

既に契約済みの工事について、本特例措置の適用を希望する場合は、工事発注担当課（担当監督員）へご相談ください。

前払金の使途範囲の特例に関する特約条項

(前払金の使途範囲の特例)

第1条 受注者は、前払金を第36条に規定するもののほか、令和2年10月1日から請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。